

長崎県建設工事指名競争入札（電子入札）共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事等電子入札実施要綱（平成18年1月5日17監第426号）（以下、「要綱」と言う。）に基づき実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。）を使用して行う指名競争入札について適用する。

2 競争入札の条件

- (1)入札保証金 免除する
- (2)最低制限価格 設定
- (3)履行期限 設計図書に記載する
- (4)入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
- (5) 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに(5)(6)(11)(12)(13)(15)に定める内容に違反したとき。
- (6) 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、電子入札補助システムにより提出すること。
- (7)入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
- (8) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
- (9) 落札者は、落札通知を受けた日から5日（県の休日除く）以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
- (10) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届を提出すること。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

(12) 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3か月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職したものの（倒産の事実が発生して以降連続して3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。

(13) 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。

(14) 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。

イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。

ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含め連続して3か月以上）にあること。

(15) 配置技術者は落札決定日から起算して過去3か月に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。

(16) 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。

(17) 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

3 入札方法等

(1) 入札期間及び開札日時は調達案件概要に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は**指名通知書の写し**を提示すること。また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

(3)次に掲げる場合に限り、4の(4)により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のICカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請(準備)中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のICカード情報(「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」)に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のICカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、ICカードの再発行申請(準備)中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。

ウ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

(4) 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。ただし、公告で工事費内訳書の提出が不要とされている場合は、持参は入札書を封入した入札書用封筒のみでよい。

4 その他

(1) 最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。

(3) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、財務規則及び建設工事執行規則の定めるところによる。

(4) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札書提出締切日時までに、紙入札承認申請書(要綱様式第4号)に3の(3)のア、イに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

(5) 入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。

(6) 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示すること。工事費内訳書の合計額は入札額と同額とすること。